

非正規雇用者の国民年金問題 若年者を中心に

高 木 さ ゆ り

Abstract

The national pension system aims to provide a common "basic pension" to all residents in Japan. So, all people aged between 20 and 59 living in Japan must join the National Pension System and have to pay the premiums for more than 25 years. But, the situation surrounding a public pension plan has changed. After the collapse of the bubble economy, un-normalizing of the labor force advanced and the unemployment rate also rose. To recover severe financial condition, many companies carried out an aggressive employment adjustment and began to curb employment. As a result, the non-regular employees increased. In general, they have lower income than regular employees, and the rate of joining the national pension and paying national pension premium is not so high. If they can't pay the pension premium for financial reasons, they won't receive any pension back in the future. This paper clarifies the points of national pension issues of young non-regular employees, in particular on the burden of pension premiums and benefits issues.

キーワード……若年者 非正規雇用 公的年金制度 国民年金

はじめに

日本の公的年金制度（国民年金、厚生年金、共済年金）は、「すべての国民に、老後生活の経済的基盤を、終身にわたり、確実に、社会全体として保障する」ことを目的として国が運営する制度である。現在（2008年）では、自営業者や無業者を含めた20歳以上60歳未満の日本に住所を有する人すべてが、基礎給付を受ける「国民年金制度」に加入し（学生は1991年以降）、保険料を拠出することによって、老齢・障害・死亡に備える「国民皆年金体制」をとっている。公的年金制度は社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」の仕組みなのである。

しかし21世紀に入り、日本の公的年金制度を取り巻く環境は、予想を上回る速さの少子・高齢化の進行、バブル経済崩壊後の厳しい経済情勢、雇用の流動化、女性のライフスタイルの変化等により急速に変化している。特に近年、パートやアルバイトといった被用者ではあっても正規雇用ではないために被用者年金制度に加入できない非正規雇用者が増加し、日本の雇用者の3分の1を占めるようになってきているとの報告もある。被用者を加入対象とする厚生年金（第

2号被保険者）と国民年金（第1号被保険者）との区分があいまいとなったことで、様々な深刻な問題が生じている。国民年金非加入者の増加や国民年金保険料の未納問題等が解消され、広く国民の理解を得ることができる年金制度を構築するためには、現在国民年金制度が抱えている問題について、詳細な分析を試みるのが非常に重要である。

本稿では、日本の公的年金に共通する国民年金の現状分析を行い、正規雇用者に比べ、経済的に厳しい状態におかれていると予想される非正規雇用者のうち、特にこれから長い期間被保険者として年金保険料を負担しなければならない若年層（20～34歳）に焦点をあてて、彼らの国民年金保険料の負担と受給の観点から、国民年金制度について考察することを目的とする。

変わる国民年金第1号被保険者像

1. 第1号被保険者の増加

国民年金は20歳以上60歳未満の全国民が加入することになっているが、65歳未満の会社員や公務員等の被用者¹⁾は、それに上乗せして報酬比例の年金を支給する「厚生年金保険」（民間会社員が対象）および「共済年金」（公務員が対象）に加入する仕組みとなっている。そのため国民年金の被保険者は、加入形態の違いにより次のように分類されている。

- ・第1号被保険者：公的年金の加入者で、下記の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者。自営業者（開業医・弁護士なども含む）や農業・漁業に従事するもの及びその家族、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。加入義務はないが希望して国民年金に加入している任意保険者も含む。
- ・第2号被保険者：民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者及び公務員等を対象とする共済組合の組合員。
- ・第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

2008年3月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が2,035万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）は3,457万人、第3号被保険者は1,063万人で、これらを合計すると6,555万人である。このほか共済組合（旧共済分を除く）の加入者は2006年3月末現在で460万人である²⁾。

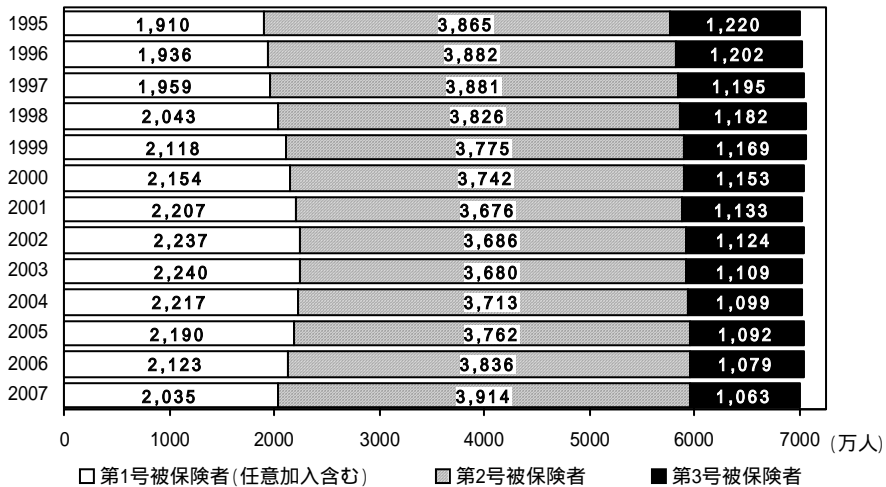
（1）第2号被保険者の減少

国民年金被保険者の推移を時系列的にみると、1996年までは増加していた第2号被保険者の数が、1997年から2003年にかけて徐々に減少しているが、その一方で第1号被保険者はその期間増加を示している。この背景には、バブル経済崩壊後の長期的な経済低迷の中で、過剰となった雇用を解消するため、企業が新規採用の抑制やリストラを実施したことが1つの要因となっている。リストラ等で職を失ったサラリーマンは被用者年金（第2号被保険者）から国民年金（第1号被保険者）へと年金制度を変更しなければならず、したがって第3号被保険者で

あったサラリーマンの妻も国民年金（第1号被保険者）へ移行せざるを得なかったのである。

しかし、団塊世代が退職の時期を迎えたことで、企業は大量退職に備えるために、2004年頃から新規学卒者の採用率を回復させ始めたことなどが反映されて、被用者年金に加入する第2号被保険者の数は、全体としては徐々に増加の傾向にある（図1）。

図1 公的年金被保険者の推移



注) 2007年度の第2号被保険者数のうち、共済年金組合の人数は2006年度を使用。

〔出典〕「社会保険事業状況」(各年3月現在)(社会保険庁)

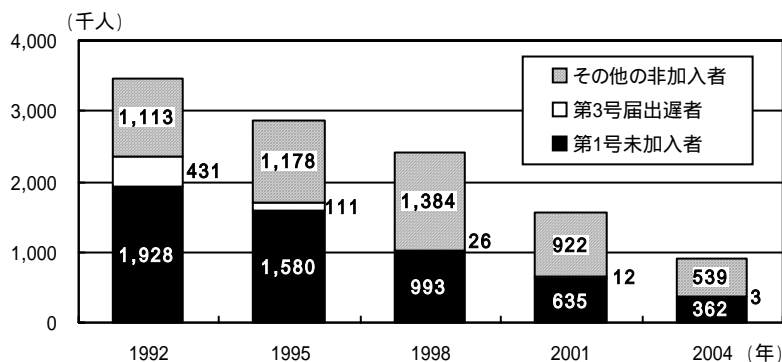
(2) 非加入者の減少

日本の公的年金制度が抱えている大きな課題の1つに、年金制度に加入していない、いわゆる「非加入者」の問題がある。社会保険庁が3年毎に実施している『公的年金加入状況等調査』では、非加入者を次のように分類している。

- ・第1号未加入者：第1号被保険者となる者であるが、加入の手続きを行っていない者。
- ・第3号届出遅者：第3号被保険者となる者であるが、加入の届出を行っていない者。
- ・その他の非加入者：上記以外の非加入者。具体的には(1)経過的未届者(公的年金制度の加入者であったが、変更等のため一時的に非加入の状態にある者)、(2)被用者年金保険の老齢(退職)年金受給者(すでに裁定され、年金の受給権を有している者)、(3)住民票未登録の者(調査時点で居住地に住民登録していない者)。

『公的年金加入状況等調査』によると、1992年に193万人であった第1号未加入者数は2004年には36万人まで激減し、12年間で約5分の1になっている(図2)。

図2 公的年金非加入者の推移



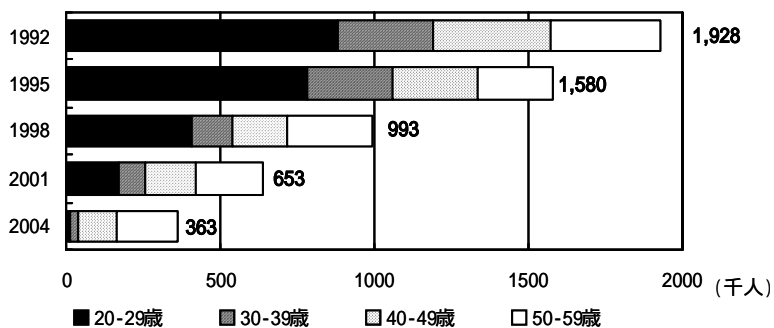
注) 1995年は兵庫県を除く。

〔出所〕大石亜希子「公的年金加入における逆選択の分析」、125ページより筆者加筆作成。

〔出典〕「公的年金加入状況等調査」(各年版)(社会保険庁)

年齢階級別に第1号未加入者の推移をみると、20～29歳の階級で未加入者数が大幅に減少している。1997年以降、住民基本台帳ネットワークを活用して、20歳以上で第2号被保険者でも第3号被保険者でもない者は、強制的に第1号被保険者とする「職権適用」が行われるようになった。さらに基礎年金番号制度を利用して、第2号被保険者あるいは第3号被保険者でなくなった者は自動的に第1号被保険者とされるようになり、その結果、第1号未加入者は原則として発生しないことになったのである（植村（2008）:20）。

図3 年齢階級別第1号未加入者の推移



注) 1995年は兵庫県を除く。

〔出所〕『平成16年公的年金加入状況等調査 結果の概要』（社会保険庁）、p2より筆者作成。

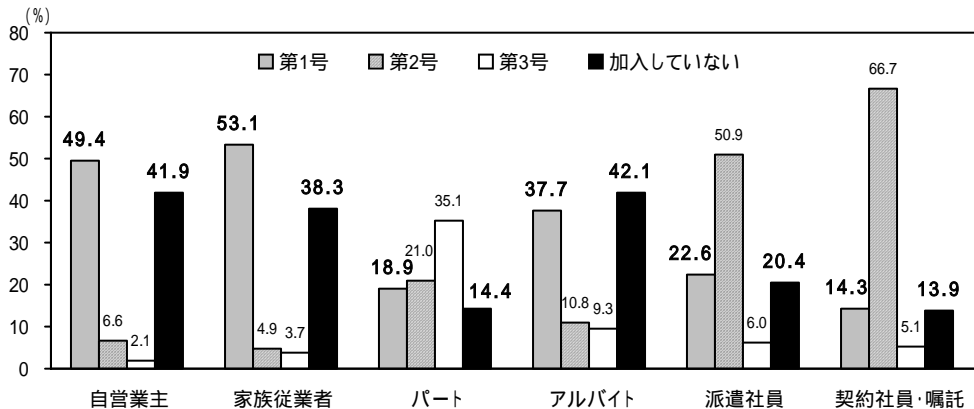
〔出典〕「公的年金加入状況等調査」(各年版)(社会保険庁)

2. 正規雇用の抑制

『国民生活基礎調査』報告の中から、20歳から59歳までの公的年金加入者の就業形態別加入状況を示したものが図4である。「自営業主」(『国民生活基礎調査』では、商店主、工場主、

農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう)や「家族従業者」(自営業者の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう)では、どちらも全体の約8割弱が第1号被保険者で、加入していない者も自営業者と家族従業者の約1割を占めている。役員以外の雇用者のうちで、いわゆる非正規雇用者の公的年金加入状況は、「アルバイト」では約53%が第1号被保険者であるが、約22%は公的年金に加入しておらず、「パート」の約6%も非加入者となっていた。

図4 就業形態別公的年金加入状況



注) 20歳以上59歳までを集計対象とする。

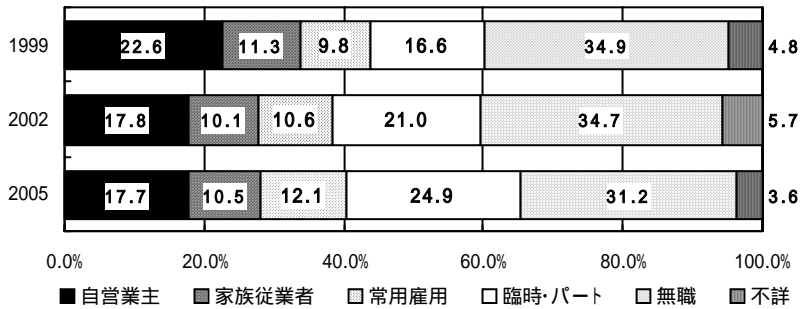
〔出典〕『平成18年国民生活基礎調査』(厚生労働省大臣官房統計情報部)より筆者作成。

公的年金に加入していないことは、老齢年金の支給が受けられないだけでなく障害年金を受け取ることもできなくなることから、将来だけでなく現在のリスクをも抱えていることになる。さらにアルバイト等非正規雇用者のうち、公的年金へ加入していない者の割合が2割を超えている状況から、将来において無年金あるいは低年金となる世帯が増加することが予測される。

『国民年金被保険者実態調査』の就業状況によれば、国民年金第1号被保険者のうち、「常用雇用」と「臨時・パート」の割合は徐々に増加して、2005年には「常用雇用」(12.1%)と「臨時・パート」(24.9%)で全体の4割弱を占めている(図5)。

「常用雇用」というのは、勤務実態は常用雇用と同じであっても、派遣とか社内請負という形にされて、被用者保険の適用から排除されている人たちである。「臨時・パート」には、いわゆるフリーターで、「常用雇用」の就職先を得られなくてやむを得ず「臨時・パート」で生活費を得ているという人たちも多い。彼らは、誰かに雇われて給料をもらい、それによって生活をしている労働者であり、本来は被用者年金が適用されるべき人たちである(植村(2007):26)。

図 5 国民年金第 1 号被保険者の就業状況



〔出所〕西村 淳「非正規雇用労働者の年金加入をめぐる問題」、36 ページより筆者加筆作成

〔出典〕『平成 17 年国民年金被保険者実態調査』（社会保険庁）

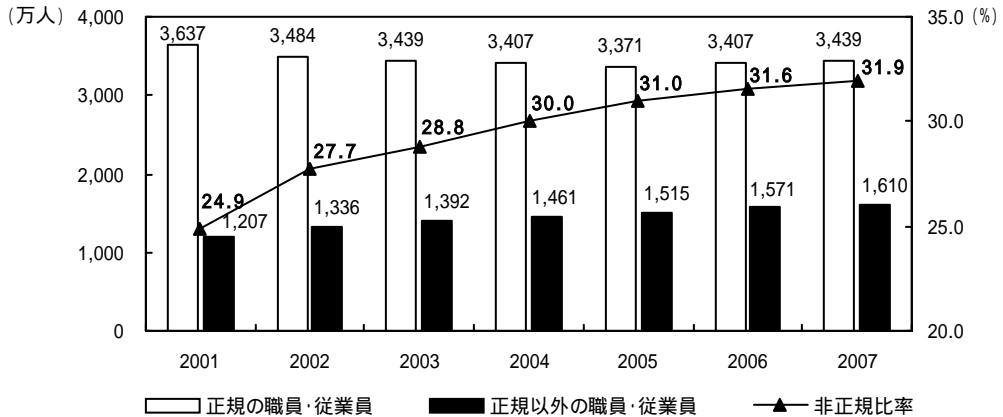
1990 年代初めのバブル経済の崩壊以降、日本の経済は長く低成長基調が続いた。企業による新規採用の抑制やリストラが行われた一方で、経済のグローバル化や規制緩和などが進展し、その結果、企業はコストを意識しつつ、これまでの日本的雇用慣行の特徴とされる終身雇用制や年功的賃金制といった、雇用のあり方などについても見直す必要に迫られたと考えられる。そこで、一般的に正社員と比べて人件費を抑えることができ、雇用調整もしやすいパート・アルバイトを増やす動きが進んだのである。『労働経済白書』は、「若年層を中心に派遣や請負労働等の非正規雇用の割合が長期的に上昇し、1992 年からの 10 年間で 3 倍になった」と報告している（厚生労働省（2007））。

また『労働力調査』によると、2007 年には役員を除く雇用者（5,050 万人＜在学中を除く＞）のうち、「正規の職員・従業員」が 3,439 万人（68.1%）であったのに対し、パート・アルバイト、契約社員・嘱託、労働者派遣事業所の派遣社員等の「非正規の職員・従業員」は 1,610 万人（31.9%）で、実に 3 人に 1 人が非正規雇用者という計算になる。

2005 年を過ぎたころより、1947～1949 年の第 1 次ベビーブームの頃に生まれた団塊の世代が大量退職時代を迎えることに備えて、企業もこれまで控えてきた正規採用の数を新規学卒者に限っては拡大する傾向にある。しかし、非正規雇用者の割合は 2006 年（31.6%）より増加しており、非正規雇用者の割合はまだまだ高止まりの状況が続いている（図 6）。

このように、バブル経済崩壊後の長期経済低迷の中で、企業がコスト削減のために正規雇用を抑制して非正規雇用に切り換えを進めた結果、被用者年金制度加入者が徐々に減少していき、その結果として第 1 号被保険者の数が増加してきたのである。設立時には職業別に分立していたはずの日本の公的年金制度であるが、雇用の多様化・流動化の中で、第 2 号被保険者であるべき人たちが第 1 号被保険者として「自営業主」と同様に扱われる状況になり、国民年金（第 1 号被保険者）と厚生年金（第 2 号被保険者）の区分は徐々にあいまいになってきている。

図6 雇用形態別雇用者数・割合の推移



注) 1 正規以外の職員・従業員は、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託及び「その他」の合計

2 在学中を除く

〔出典〕『労働力調査』(各年版)より筆者作成。

非正規雇用者の拡大

1. 国民年金保険料納付率の低下

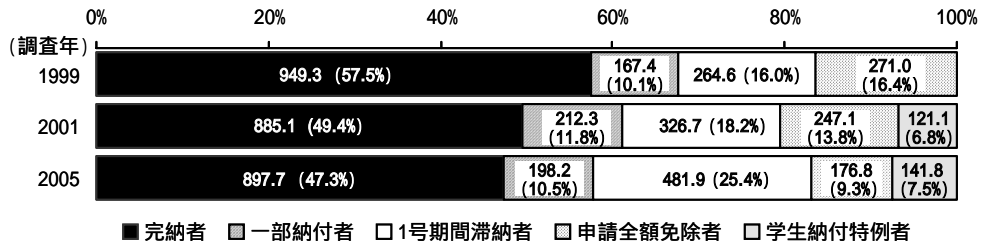
(1) 1号期間滞納者の増加

「職権適応」などの対応により公的年金に加入していない非加入者の数は激減したが、その一方、加入の手続きは取られているが保険料を納めていない未納者が増え続けており、第1号被保険者の保険料納付状況は年々悪化傾向にある。

2005年に実施された『国民年金被保険者実態調査』の調査対象となった国民年金第1号被保険者1,896万3000人の保険料納付状況を見ると、調査対象の納付対象月すべての保険料を納付している完納者は897万7000人(47.3%)、完納以外の一部納付者が198万2000人(10.5%)、納付対象月の保険料を1月も納付していない1号期間滞納者は481万9000人(25.4%)、申請全額免除者(保険料の納付が困難であるとき等、申請に基づき保険料の全額が免除された者)が176万8000人(9.3%)、学生納付特例者が141万8000人(7.5%)となっている(図7)。

前回調査に比べ、完納者については2万6000人、一部納付者が14万1000人、申請全額免除者で70万3000人減少している。一方で1号期間滞納者は155万2000人増加して、前回調査の約1.5倍に増えており、納付者(完納者と一部納付者)と申請全額免除者の減少分は1号期間滞納者の増加分へと移動しているように考えられる。調査対象者全体でみると、1号期間滞納者の割合は25.4%で、4人に1人が1号期間滞納者ということになる。

図7 保険料納付状況の推移（単位：万人）



■ 完納者 □ 一部納付者 □ 1号期間滞納者 □ 申請全額免除者 □ 学生納付特例者

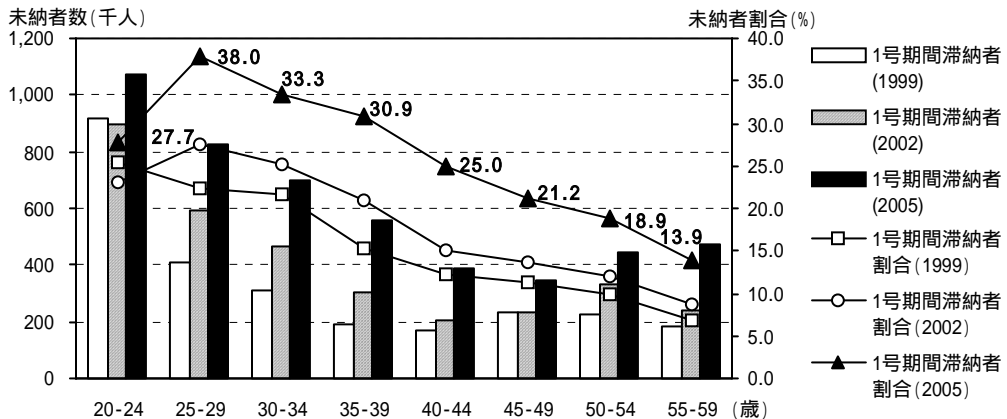
〔出典〕『平成17年国民年金被保険者実態調査』（社会保険庁）

公的年金制度に共通する基礎年金の給付対象は、65歳から終身受け取る老齢基礎年金、障害を負ったときの障害基礎年金、加入者が死亡したときに遺族が受け取る遺族基礎年金の3つである。老齢基礎年金の受給資格を得るには原則として25年以上の加入期間が必要で、さらに満額の老齢基礎年金（一律年額792,100円：月額66,008円、2008年度）を受けるには40年間の加入が必要になる。40年に満たない場合はその期間に応じて減額される仕組みとなっている。

上記の調査結果でみると、満額の老齢基礎年金が得られるのは5割未満の完納者のみで、それ以外の第1号被保険者は満額を受け取ることができない。一部納付者と1号期間滞納者、申請全額免除者（免除期間は年金受給資格期間に参入されるが、年金額の算定では免除の期間に応じて年金額が減額される）は、調査対象の時点ですでに減額対象者になっている。

年齢階級別で保険料納付状況を見ると、20～34歳の1号期間滞納者の割合は、25～29歳で38.0%と最も高く、20～34歳の年齢階級全体では実に3人に1人が1号期間滞納者という状況になっている（図8）。このことから、20歳代30歳代の若年層に1号期間滞納者が多いことが、全体の納付状況における1号期間滞納者の割合を押し上げていると考えられる。

図8 年齢階級別1号期間滞納状況の変化



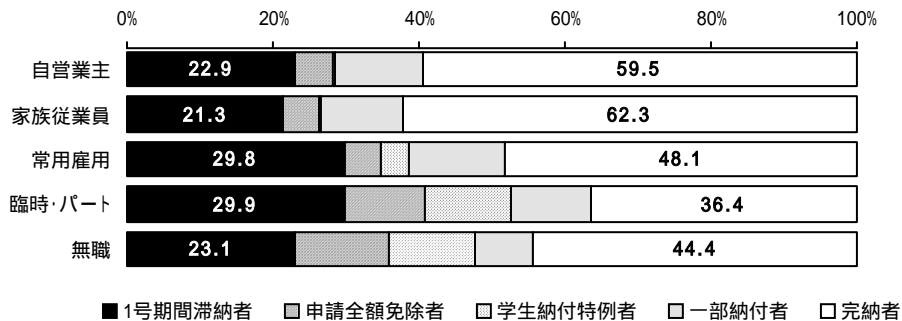
〔出典〕「国民年金被保険者実態調査 結果の概要」（社会保険庁）（各年版）より筆者作成。

(2) 非正規雇用者の高い未納率

第 1 号被保険者の保険料納付状況を就業状況別に表すと図 8 のようになっている。被用者でありながら被用者年金（第 2 号被保険者）に入っていない「常用雇用」と「臨時・パート」に区分けされる非正規雇用者では、それぞれ全体の約 3 割が 1 号期間滞納者という状況で、その割合は「自営業者」や「家族従業員」よりも高い。

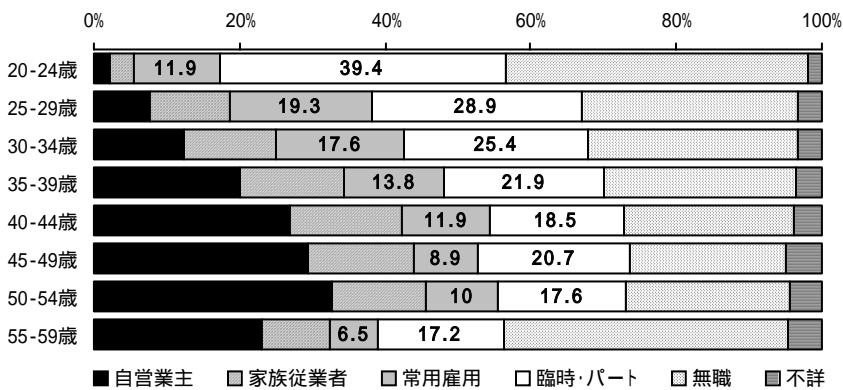
年齢階級別の就業状況では、「常用雇用」と「臨時・パート」を合計した割合は、20～24 歳で 51.3%、25～29 歳は 48.2%、30～34 歳では 43.0%と、4 割以上が非正規雇用者となっており、35 歳以上の年齢階級に比べてその割合は高くなっている（図 9）。

図 8 第 1 号被保険者の保険料納付状況



〔出典〕『平成 17 年国民年金被保険者実態調査』（社会保険庁）より筆者加筆作成。

図 9 年齢階級別就業状況

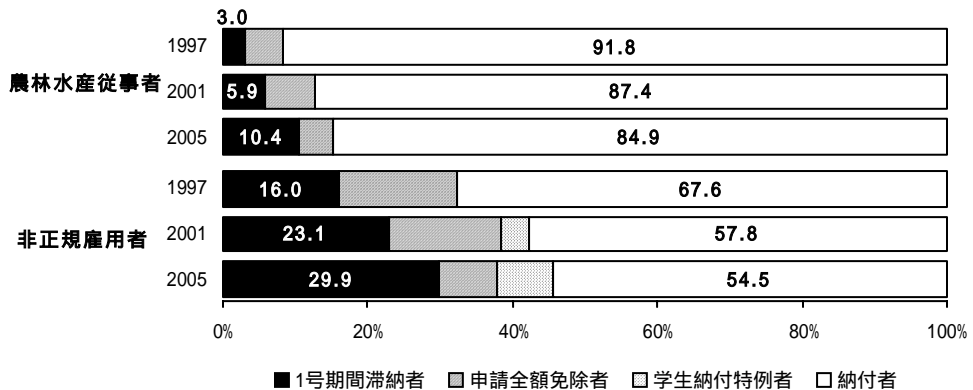


〔出典〕『平成 17 年国民年金被保険者実態調査』（社会保険庁）

また、第 1 号被保険者のうちの就業者（全体の 66.1%）について、事業内容別納付状況をみると、農林水産業が従事者の割合では全体の 4.8%と低いながらも、完納者と一部納付者を合わせた納付者の割合は 84.9%と一番高い結果となっていた。1 号期間滞納者の割合が高い非正規

雇用者と、反対に納付率の高い農林水産業従事者の納付状況の推移を比較してみると、どちらも過去2回の調査よりも、1号期間滞納者の割合は増大傾向となっていた（図10）。

図10 非正規雇用者（常用・臨時・パート）と農林水産業従事者の納付状況の推移



〔出典〕『平成17年国民年金被保険者実態調査』（社会保険庁）より筆者加筆作成。

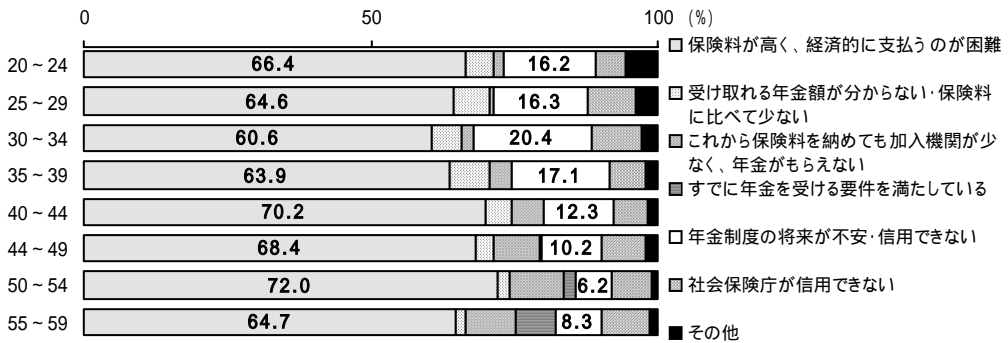
しかしながら農林水産従事者は、たとえ60歳に達しても体力が続く限りはそのまま働き続けて収入を得る道が残されている。一方で、働いて賃金を得る被用者の場合は、定年の歳を迎えて退職するとたちまち収入が絶たれてしまうので、定年後の生活は年金が頼りとなる。それは非正規雇用者の場合であっても同様で、もし国民年金保険料を払わずに未納の期間が長く続き、老齢基礎年金の受給要件を満たすことができなければ、年金を受け取ることができる年齢になっても年金を受け取ることはできない。

日本では働く被用者のうちの3人に1人が非正規雇用者という時代になり、さらに国民年金第1号被保険者である非正規雇用者のうち3人に1人が1号期間滞納者という状況になっている。今後、非正規雇用の拡大に伴って第1号未加入者や1号期間滞納者が一層増加すると、将来において無年金の貧困老人が増大するという極めて深刻な事態が訪れることが予想される。

2. 重い年金保険料負担

1号期間滞納者に、国民年金保険料を納付しない理由を尋ねた結果は図12のようになっている。未納の理由として「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と答えた者の割合は、どの年齢層でも最も高い。次に「年金制度の将来が不安・信用できない」と答えている割合が高く、特に、20～34歳ではその他の年齢階級よりもその割合が高く、「年金の保険料を支払っても、将来本当に年金を受け取ることができるかどうか分からない」という若者の年金制度への不信感を反映していると思われる。

図 11 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）（主要回答）

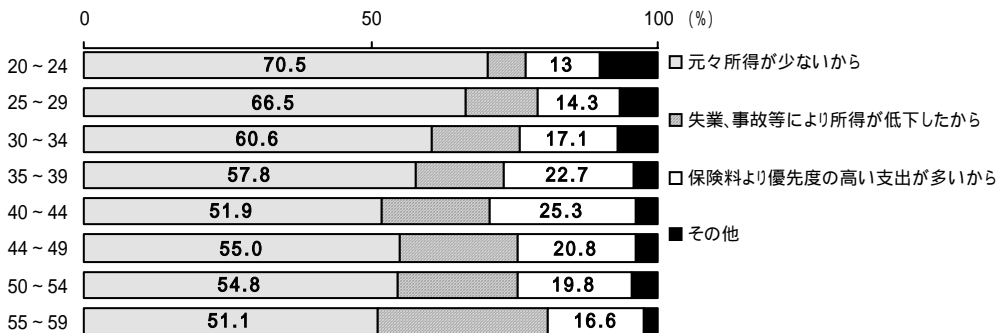


注) 回答不詳以外の者に対する割合である。

〔出典〕『国民年金被保険者実態調査 結果の概要』（社会保険庁）（各年版）より筆者作成。

さらに、「保険料が高く、経済的に困難」と回答した者の詳細な状況を見ると、「元々所得が少ないから」という回答がすべての年齢で5割を超えて最も高く、20～34歳では6割を超えている。ついで「保険料より優先度の高い支出が多いから」という回答が20～34歳で高く、若い世代としては「年金はまだまだ先のこと」との感覚もあるようで、「遠い将来の年金よりも、現実の生活の方がより重要」という正直な気持ちがうかがえる（図12）。

図 12 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）（主要回答）



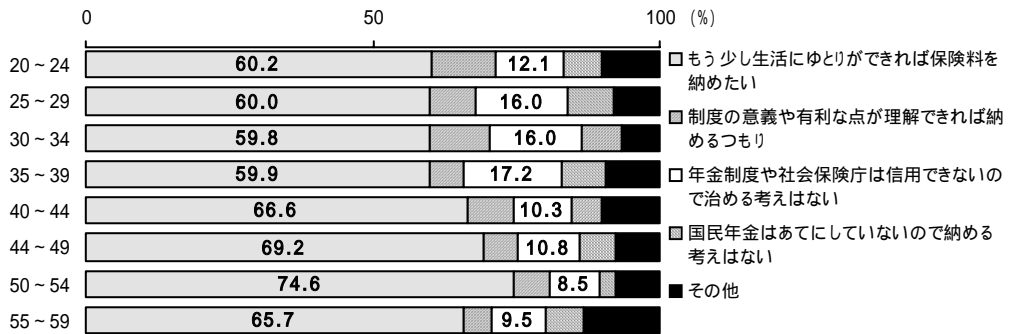
注) 1 回答不詳以外の者に対する割合である。

2 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を総数として集計している。

〔出典〕『平成17年国民年金被保険者実態調査 結果の概要』（社会保険庁）より筆者作成。

保険料を納付しないことについての意識をみると、「国民年金はあてにしていらないので収める考えはない」と答えている者の割合は少なくない。しかし、すべての年齢階級で「もう少し生活にゆとりが出来れば保険料を納めたい」と回答した割合が6割近くあることは、「出来れば老後は年金に頼りたい」という気持ちの表れではないかとも考えられる（図13）。

図 13 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識（1号期間滞納者）



注) 回答不詳以外の者に対する割合である。

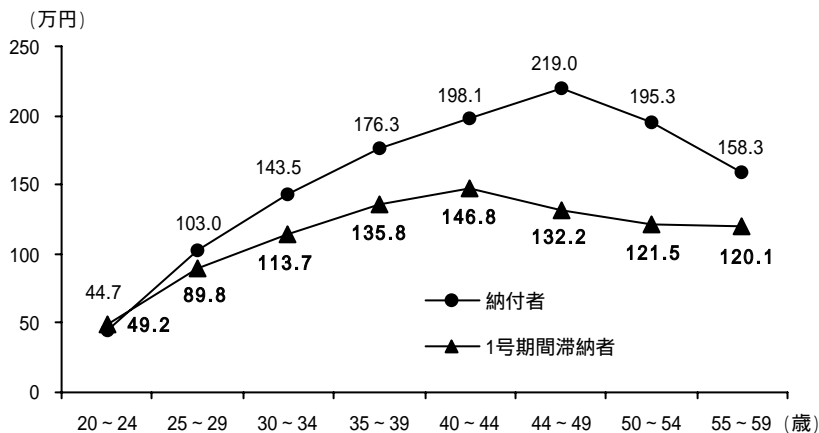
〔出典〕『平成 17 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要』（社会保険庁）より筆者作成。

次に、未納理由の 1 番である「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」について、第 1 号被保険者本人の所得状況をみてみよう。

保険料納付状況別にみた第 1 号被保険者本人の平均総所得金額は、完納者が 165 万 9000 円、一部納付者は 122 万 2000 円、1 号期間滞納者で 104 万 6000 円となっており、完納者と 1 号期間滞納者では平均総所得金額におよそ 60 万円の開きがみられる。

年齢階級別で平均総所得金額をみると、1 号期間滞納者では、20～24 歳で 49 万 2000 円、25～29 歳は 89 万 8000 円、30～34 歳では 113 万 7000 円となっている。この調査では、納付者も 1 号期間滞納者も年齢階級の上昇とともに所得も少しずつ増えてはいるが、1 号期間滞納者ではすべての年齢階級で、平均総所得金額が 150 万円未満であった（図 14）。

図 14 第 1 号被保険者の年齢階級別本人の平均総所得金額



〔出典〕『平成 17 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要』（社会保険庁）

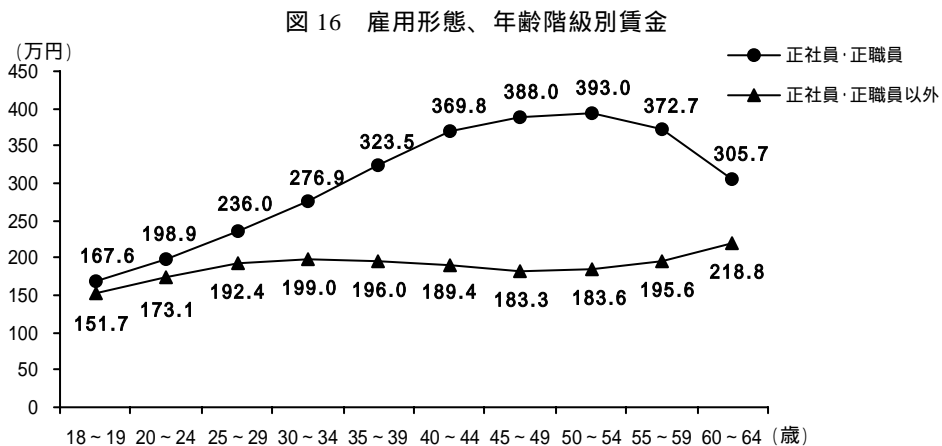
若年非正規雇用者の年金問題

1. 非正規雇用者の所得問題

『労働経済白書』は、「若年層を中心に、派遣や請負労働など非正規雇用の比率が急速に拡大したことに伴って、所得についても低所得層が拡大しており、非正規雇用の多い20歳代では、1992年から2002年の10年間に年収150万円未満の低所得層が15.3%から21.8%に増加した」と報告している（厚生労働省（2006））。これまでの調査結果からも、若年非正規雇用者が厳しい経済状況に置かれていることが裏付けられた。

2007年に実施された『賃金構造基本統計調査』による雇用形態別の賃金（2007年6月分の所定内給与額：所定内給与額とは、労働契約であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額のうち超過労働給与額を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう）をみると、「正社員・正職員」は31万8200円（平均40.7歳）、「正社員・正職員以外」は19万2900円（平均43.5歳）と報告されている。

年齢階級別に賃金をみても、「正社員・正職員」は年功序列的に賃金が上昇カーブを描いているが、「正社員・正職員以外」は年齢階級が高くなっても賃金の上昇はあまり見られず、ほぼ横ばい状態である（図16）。



〔出典〕『平成19年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況』（厚生労働省大臣官房統計情報部）

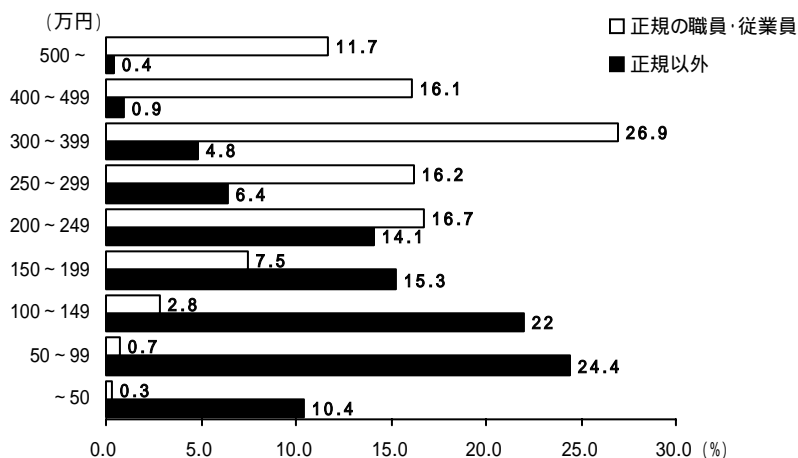
（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z07/xls/toukei.xls>）

付表4「企業規模、年齢階級、性、雇用形態別賃金」より筆者作成。

また『就業構造基本調査』で、雇用形態別に若年層（20～34歳）の所得（主な仕事からの年間収入）階級別割合をみると、「正規の職員・従業員」では、年収は「300～399万円」が26.9%と一番高く、年収が「300万円以上」という割合は5割を超えている。一方、「正規の職員・従業員以外」のパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員の合計では、「50

「～99万円」が24.4%、「100～149万円」で22.0%と、全体の6割近くが年収「150万円未満」であり、正規雇用でない人の年収は正規雇用の人に比べて約半分という結果になっていた(図17)。

図17 雇用形態別・年齢階級別 本人の平均総所得金額（20～34歳）



〔出典〕『平成19年就業構造基本調査』>全国編>人口・就業に関する統計表
 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001013824&cycode=0>)
 第40表「年齢，従業上の地位，雇用形態，所得，男女，職業別有業者数」より筆者作成。

2. 年金の「負担」と「受給」

これまでの統計調査の結果からは、正規雇用者と非正規雇用者の間には、明らかに大きな所得格差が生じていた。先に述べたように、現在の日本の年金制度は、大きくは雇用形態の違いによって加入する年金制度が異なっており、制度ごとに年金保険料の負担の方法も負担割合も違っている。一般的には正規雇用者は被用者年金制度へ、非正規雇用者の多くは国民年金制度に加入することになっている。しかし、被用者年金制度に加入する第2号被保険者と、国民年金制度に加入する第1号被保険者との間には、加入する年金制度の違いによって、「負担」と「受給」の間に次のような大きな違いがある。

(1) 国民年金加入者（第1号被保険者）の場合

第1号被保険者が負担する国民年金保険料は、定額で月額1万4100円（2008年度）の個人年金となっている。国民年金の第1号被保険者となる人は、第2号被保険者や第3号被保険者以外の「その他」の立場の人が含まれるが、第1号被保険者を説明するときには「農業従事者や自営業者等」と説明されることが多い。国民年金制度が創設される際に、「農業従事者や自営業者等」は所得の把握が難しいと考えられたため、国民年金保険料は定額保険料・定額給付の仕組みで始められ、現在もその考えのまま続いているのである。

その保険料に対応して、老後に第1号被保険者が受け取る老齢基礎年金の額は、40年納付し

た場合に満額で79万2100円(月額約6万6008円)である。しかし、国民年金の支給要件となっている25年では月額で4万1000円である。夫と妻が2人とも第1号被保険者である場合、どちらも満額であったとしても老齢基礎年金は2人合わせておよそ13万2000円である。

(2) 厚生年金加入者(第2号被保険者)の場合

一方、厚生年金に加入する国民年金第2号被保険者である被用者が負担する年金保険料は、2003年4月から総報酬制(保険料付加の対象を月収だけでなくボーナスまで拡大)によって算出され、2007年6月時点では標準報酬月額額の14.642%³⁾となっている。しかし、その保険料は労使折半されるので、実際に第2号被保険者が負担するのは、標準報酬月額額の7.341%である。

また、厚生労働省が公表している第2号被保険者が受け取る厚生老齢年金額(2008年度)は、標準モデル(夫が平均的収入<<平均標準報酬月額36.0万円>>で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準)で23万2592円である。

この金額は、夫婦2人分の老齢基礎年金(13万2000円)と夫の厚生年金の報酬比例部分(10万576円)の合計である。国民年金が個人単位であるのに対し、厚生年金は世帯を単位とした考え方に立っている。そのため、第2号被保険者の妻(第3号被保険者)の保険料は、配偶者である夫が加入する被用者年金が肩代わりして負担しているので、妻自身は保険料を納めることなく老齢基礎年金を受け取ることが出来る。また、厚生年金は世帯単位と説明されるが、老齢基礎年金給付の部分は個人単位となっており、非常に複雑な制度といわざるを得ない。

3. 重い負担と老後の不安

国民年金は定額保険料・定額給付となっているため、第1号被保険者にとっては、低所得者ほど保険料の負担感は重くなる制度である。

『就業構造基本調査』では、20~34歳の若年非正規雇用労働者のうち、全体の6割近くが年収「150万円未満」であった(総務省統計局(2008))。仮に、年収150万円の第1号被保険者で考えた場合、1年間の国民年金保険料は17万2920円⁴⁾(月額1万4410円×12ヶ月)で、かつ全額負担であるため、国民年金保険料は年収の11.5%と1割を超えており、『国民年金被保険者実態調査』での「保険料を納めない理由」に、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」という回答の割合が高いことを裏付ける結果となっている。

これまで見てきたように、非正規雇用者の所得は正規雇用者に比べて相対的に低く抑えられており、年齢階級別の賃金上昇率も低い。2005年以降、団塊の世代の大量退職ともあいまって、企業の新卒採用者数は確実に増加傾向を示しているが、企業側の正規採用がより若い人を優先するという傾向にあるため、非正規雇用者の正規雇用への道は非常に厳しい状況である。

さらには、日本の老齢基礎年金の支給要件である25年は、欧州の福祉先進国と比べても非常に長く⁵⁾、満額を受け取るためには40年支払い続けなければならないのである。夫婦2人共に第1号被保険者である場合には、年金を受給できる年齢になっても、受け取ることができる老

齢基礎年金の額は満額でもおよそ 13 万 2000 円である。老齢基礎年金の給付額については、国民年金を公的年金に共通する部分として基礎年金制度が導入された際に、国民年金が、歴史的な経緯から「引退のない農業従事者や自営業者のための補足的な老後所得」という国民年金の設立当時の性格をそのまま引き継いだために、老齢基礎年金の給付水準が低くなるのは仕方がないことかもしれない。

しかし、老齢基礎年金の役割が「老後の最低生計費の確保（national minimum）：高齢者の基礎的な消費支出を賄う」という考え方に立って設定されているということであれば、月額 7 万円に満たない老齢基礎年金の給付水準は再考されるべきであろうと考える。

参考のために『全国消費実態調査』による高齢者帯類型別の 1 ヶ月当たりの消費支出額をみると、夫婦のみの世帯では「生活するために必要な基礎的消費支出額」は 15 万 7000 円になっているが、満額の老齢基礎年金を 2 人合わせた 13 万円でも、基礎的消費支出の 83.8%にしかならず、単身世帯の男女平均では 67%を満たすに過ぎない(総務省統計局(2007)X表 1)。足りない生活費を補うためには、貴重な預貯金の取り崩しや、子からの仕送り等に頼らなければならないのが現状なのである。

表 1 高齢者世帯の世帯類型別 1 ヶ月当たり消費支出（単位：円）

支出項目	主な年間収入が公的年金・恩給である夫婦のみの世帯	単身世帯	単身世帯	
			男性の単身世帯	女性の単身世帯
食料	60,197	32,988	37,029	31,417
住居	18,953	21,440	23,558	20,616
高熱・水道	16,400	10,287	10,010	10,395
家具・家事用品	9,324	5,565	5,628	5,541
被服及び履物	9,391	6,661	4,133	7,644
保健医療	15,818	8,239	6,662	8,853
交通・通信	27,339	13,188	15,826	12,162
教育	16	-	-	-
小計(基礎的消費支出)	157,438	98,368	102,846	96,628
教養娯楽	31,469	20,469	24,093	19,060
その他の消費支出	63,485	38,145	31,373	40,778
消費支出合計金額	252,392	156,982	158,312	156,466

注) 千円未満四捨五入のため、小支出合計金額は表の合計と一致しない。

〔出典〕『平成 16 年全国消費実態調査』(総務省統計局)より筆者作成。

むすびにかえて

将来も公的年金制度がこのまま維持されるとすれば、企業が年金保険料の半分を負担してくれる被用者年金に加入する国民年金第 2 号被保険者は、年金を受給する年齢になったときには、

国民年金第1号被保険者が負担する保険料の半分の負担で、第1号被保険者と同額の老齢基礎年金を受け取ることができ、それに乗せして厚生年金の報酬比例給付分を受け取ることもできる。さらに、第2号被保険者に妻（第3号被保険者）がいる場合には、妻は国民年金保険料を自己負担することなく自身の老齢基礎年金を受け取ることができる（標準モデル）。

このように、現在の公的年金制度の仕組みでは、同じ被用者であっても、正規雇用（厚生年金加入者）と非正規雇用（国民年金加入者）の間には、負担と給付の關係に、非常に大きな格差が存在している。

国民年金は「公的年金制度に共通の基礎年金」といわれるが、しかし負担の方法は別々であって、そこに共通性はない（植村（2008）:28）。現在の体系は、実際には国民年金（自営業者など被用者以外の者）と厚生年金（被用者）の分立という従来体系をなお引きずっており、前者は定額負担の定額給付、後者は報酬比例負担の報酬比例給付と、異なった負担と給付の仕組みのまま、財政的にも区分されている（西村（2007）:41）。このような国民年金と厚生年金の被保険者の区分は、雇用の多様化・流動化の中で、非正規雇用労働者が国民年金加入者の多くを占めるようになるなど、実態に合わなくなってきている。

今回は、これまでに実施された様々な調査結果の分析を通して、定額の国民年金保険料を設定している国民年金制度が、所得の低い若年非正規雇用者にとって大変厳しい制度であることを、客観的に示すことが出来るよう試みた。今後は母子世帯など、経済的に厳しい状況にある世帯を対象に、彼らが抱えている年金制度の問題点を検証・分析することで、雇用環境だけでなく、社会の大きな変化にも対応できる柔軟な年金制度の構築について考えていきたい。

< 注 >

- 1) 職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者であって、賃金を支払われるもの（日々雇用される者を除く）。
- 2) 「社会保険事業状況（平成20年3月現在） II.年金保険」 < 社会保険統計情報（社会保険庁）。
- 3) 社会保険庁 HP : <http://www.sia.go.jp/topics/2006/n0808.html>
- 4) 口座振替で1年前納した場合は16万9300円（3,620円安くなる）。
- 5) 清家 篤・府川哲夫編著（2005）参照。

< 参考資料・文献 >

- 大石亜希子（2007）「公的年金加入における逆選択の分析」千葉大学、公共研究、No.4（2）。
- 植村 尚史（2008）『若者が求める年金改革 - 「希望の年金」への途を拓く - 』中央法規出版。
- 太田 清（2005）「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」、ESRI Discussion Paper Series No.140。
- 北場 勉（2000）『戦後社会保障の形成』中央法規出版。
- 厚生統計協会（2004）『2004年版 保険と年金の動向』。
- 厚生統計協会（2006）『2006年版 保険と年金の動向』。

非正規雇用者の国民年金問題（高木）

- 厚生労働省（2006）『平成 18 年版 労働経済白書』。
- 厚生労働省（2007）『平成 19 年版 労働経済白書』。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部（各年版）『国民生活基礎調査』。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部（2007）『平成 18 年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況』。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部（2008）『平成 19 年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況』
（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z07/xls/toukei.xls>）。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編（2007）『第 57 回 労働統計年報（平成 17 年）』。
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編（2008）『第 58 回 労働統計年報（平成 18 年）』。
- 社会保険庁 HP「社会保険統計情報」（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/index.htm>）。
- 社会保険庁（各年版）『国民年金の加入・納付状況』（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/index.htm>）。
- 社会保険庁（各年版）『公的年金加入状況等調査』（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/index.htm>）。
- 社会保険庁（2005）『平成 14 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要』
（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/osirase2002/jittai-h14-summary.pdf>）。
- 社会保険庁（2008a）『平成 17 年国民年金被保険者実態調査 結果の概要』
（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/osirase2002/jittai-h17-summary.pdf>）。
- 社会保険庁（2008b）『平成 18 年度社会保険事業の概況 平成 20 年 3 月』
（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/gaikyo2006/gaikyo.pdf>）。
- 社会保険庁（2008c）『社会保険事業状況（平成 20 年 3 月現在）II.年金保険』
（<http://www.sia.go.jp/infom/tokei/geppou/ge2003/nenkin.pdf>）。
- 清家 篤・府川哲夫編著（2005）『先進 5 か国の年金改革と日本』丸善プラネット株式会社。
- 総務省統計局（各年版）『労働力調査』。
- 総務省統計局（2008a）『労働力調査 詳細集計 平成 19 年平均結果の概要』
（<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/pdf/ndtindex.pdf>）。
- 総務省統計局（2004）『平成 14 年就業構造基本調査報告 全国編』。
- 総務省統計局（2008b）『平成 19 年就業構造基本調査 結果の概要（速報）』
（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001013824&cycode=0>）。
- 総務省統計局（2007）『平成 16 年全国消費実態調査』。
- 田中 敏（2006）『無年金・低年金者と高齢者の所得保障』国立国会図書館（ISSUE BRIEF）調査と情報（528）。
- 内閣府（2007a）『平成 19 年版 経済財政白書』。
- 内閣府（2007b）『平成 19 年版 国民生活白書』。
- 西村 淳（2007）『非正規雇用労働者の年金加入をめぐる問題 -国際比較の視点から-』、海外社会保障研究（158）30-44 ページ。
- 日本年金学会編（2006）『持続可能な公的年金・企業年金』、ぎょうせい。
- 福祉士養成講座編集委員会編（2007）『新版 社会保障論 社会福祉士養成講座 5』、中央法規。

主指導教員(斎藤忠雄教授)、副指導教員(佐藤芳行教授・加藤智章教授)